

# 学校いじめ防止基本方針

横浜市立茅ヶ崎東小学校

平成26年3月9日策定

令和6年2月29日改訂

## (1) いじめ防止に向けた学校の考え方

### ① いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にある通り「いじめ」とは、「児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### ② いじめ防止等に向けての基本理念

- ・「いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である」との認識を基本に、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会で取り組む。
- ・子どもの健全育成といじめのない子ども社会を実現させるために学校・行政機関・保護
- ・地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し主体的かつ相互に協力し活動する。
- ・子ども自身にも、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚させ、いじめを許さない子ども社会の実現を目指す。

## (2) 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### ① 委員会の構成員

「学校いじめ防止対策委員会」は管理職、教務主任、学年主任、児童支援専任、養護教諭等で構成し、必要に応じて関係機関の参加を求める。

### ② 委員会の運営

- ・月1回定期的に開催し、いじめの未然防止、早期解決に向けて組織的な取組の手立てを検討立案する。
- ・いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### ③ 委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担い、以下のような内容で活動を行う。

### ●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

### ●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談、通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ(「疑い」を含む)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

### ●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し(PDCA サイクルの実行を含む)等

## (3) いじめの未然防止、早期発見、事案対処

### ①いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえて、いじめの未然防止のために、本校の人権教育のテーマである「た・い・せ・つ あなたも わたしも みんなたいせつ」にあらわれている互いを認め合える学校づくりを目指していく。

更に

- ・道徳教育の充実と規範意識の育成
- ・アセスメントをもとにした「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用
- ・「学校のきまり」に基づく一貫した児童指導  
などを計画的に実施し、集団の一員としての自覚、自信を育み、互いを認め合える人間関係、学校風土をつくり、いじめを許さない児童の育成に取り組む。

### ②いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくい場所、時間で行われることを認識し、その兆候を早い段階で認知することが重要である。そのため教職員は日頃から児童を丁寧に見守り、信頼関係の醸成に努めるとともに、早期発見のための児童面談や児童生活アンケート、教育相談などを定期的に行い、いじめの実態把握に努める。

### ③いじめに対する措置

- ・いじめの疑いがあった段階から、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童や保護者からの訴

えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、情報共有と組織的な対応につなげ、支援・指導を行う。

- ・管理職のリーダーシップの下、事実関係の確認やケースカンファレンスを行い、組織的に方針を決定する。
- ・被害児童を徹底して守りながら、加害児童に対しては、当該児童の成長を期して教育的配慮をはらいつつも毅然とした態度で指導を行う。
- ・事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- ・学校いじめ防止対策委員会において、情報共有、対応方針決定したことについては、学校いじめ防止対策委員会会議録に記録し、保管する。
- ・これらの対応について、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

#### ④いじめの解消

- ・学校いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで、いじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

##### ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月継続していること。

##### イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童が、いじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談により確認する。

#### ⑤教職員等への研修

教職員の人権意識を高め、児童の心理や行為・行動の背後にある子ども同士の間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修や、いじめを許さない児童の育成のために、計画的な職員研修を行う。

#### ⑥まちの学校づくり懇話会等の活用

まちの学校づくり懇話会や中学校区学校・家庭・地域連携事業等を活用し、いじめ問題など、学校が抱える課題等を保護者・地域と共有し、連携・協働し取り組む。

#### ⑦取組の年間計画

年間を通じて1・6年2・4年3・5年ペアによる集会、ニコふれタイム、ニコニコふれあい給食等の縦割り活動を行う。

月	取組内容
4	年間計画と重点内容等確認 児童引継ぎ いじめの定義・児童理解研修 スタートカリキュラム共通理解 指導支援の共通理解事項確認 地域・学区・通学路確認
5	中学校への授業参観 個人面談 学校説明会 YPアセスメント実施① 支援検討会 「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施(記名式アンケート・教育相談)
6	情報モラル教室 中学校からの授業参観
7	夏休みの生活 人権研修 特別支援研修
8	横浜こども会議(都筑区役所) 児童との面談
9	児童との面談 懇談会
10	学校運営協議会 特別支援研修
11	YPアセスメント実施② 支援検討会
12	「いじめ解決一斉キャンペーン」(アンケート・面談) 人権週間 いじめ防止月間の取組 中学ブロック民生委員との情報交換 個人面談
1	幼保小交流会 新1年生保護者説明会
2	命の授業
3	小中学校による情報交換 年間の振り返り 新年度への引継ぎ
通年	いじめ防止対策委員会(月1回・随時) いじめの認知・支援方針の決定・学校ホームページ 学校生活アンケート(毎月)安全指導日(毎月)カウンセラーによる相談

#### (4) 重大事態への対処

##### ① 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)「いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

##### ② 発生の報告

重大事態に該当すると判断した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

##### ③ 対処について

教育委員会と連携しながら、重大事態の意味を踏まえ、たうえて「学校いじめ防止対策委員会」に専門的知識を有する第三者を加え調査を行う。

#### (5) いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要がある場合はいじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。